

【はじめに】

家畜保健衛生所(家保)の業務内容は、家畜伝染病の発生予防、まん延防止対策、飼養衛生管理指導に加え、獣医事・薬事など幅広く、多様化している。一例として図1に家畜伝染病発生予防、まん延防止に関する主な家保業務の直近3年間の変化を示した。平成30は3業務であったが、同年に豚熱が国内で26年ぶりに発生したため、令和2年にはワクチン接種業務および抗体の確認を行う免疫付与状況等確認検査が追加され5業務となった。さらに、飼養衛生管理指導は聞き取り項目数が当初から約4倍に増加し、豚では小規模も含めて全農場で立入しなければならなくなった。こうした中で、新型コロナウイルス感染症(新型コロナ)の感染拡大防止の対応をきっかけに家保の業務や働き方を見直し、業務改善を実施したのでその概要を報告する。

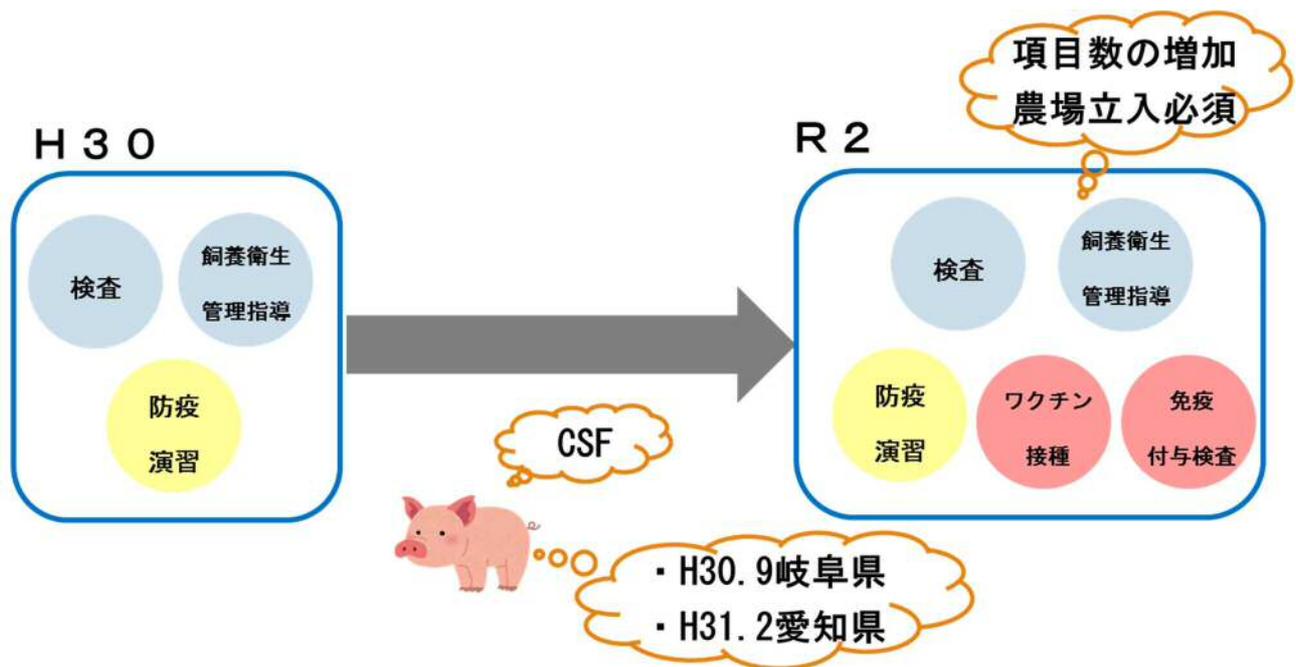


図1 主な家保業務の直近3年間の変化

【業務改善への取り組み】

令和2年に新型コロナウイルスが国内でも流行し、感染症対策として在宅勤務が推進された。全国で初めて緊急事態宣言が発出された期間に、当所の保健衛生課の職員10名をAグループ及びBグループと5名ずつ振り分け、出勤と在宅勤務を交代で行うこととなったため、業務の選別、業務の平準化、情報共有の強化などの業務改善に取り組んだ。

【業務の選別】

図2で示すように家保業務の選別を行った。まず、出勤業務と在宅業務を大別し、出勤業務では取組内容の根拠や目的を整理することで継続業務と延期可能な業務に選別し、表1で示すように5つの業務とした。延期可能な業務は、表2で示すように3つの業務とした。ただし、ミツバチの転移許可に伴う検査など緊急性があるものについては取組期間中にも腐蛆病検査を実施した。在宅業務では、検査で使用する採血管に検体番号を記入するなどの資材準備や、テレワーク端末を活用した事務処理等の業務とした。さらに、今までは担当同士のみで引き継がれていた作業手順を課内で共有できる作業手順書としての作成を実施した。また、鳥インフルエンザや豚熱発生時の県対策実施要綱等の再確認をすることで危機管理を再認識した。

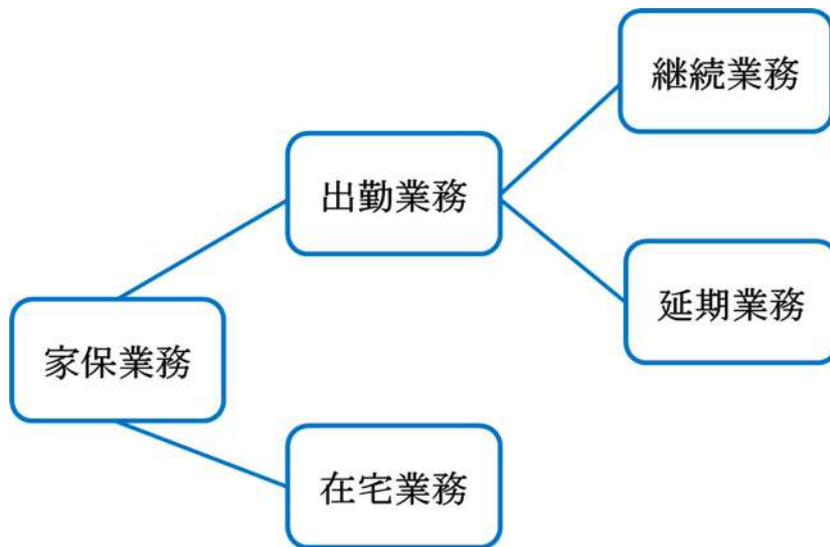


図2 家保業務の選別

業務名	継続理由
①異常通報への対応	緊急性を要するため
②豚熱ワクチン接種	豚熱予防に必要なため
③HPAI定点モニタリング	定期的な監視が必要なため
④転飼許可に伴う検査	検査証明が必要なため
⑤獣医事・薬事の申請受付	事務処理期限があるため

表1 継続業務名と継続理由

業務名	延期理由
飼養衛生管理指導	必要な立入や検査を年度内までに完了させればよいため (緊急性のある場合は除く)
腐蛆病検査	
獣医事・薬事の立入検査	

表2 延期業務名と延期理由

【業務の平準化】

保健衛生課は、牛、豚、鶏で担当が分かれており、今のままでは担当者が検査に必要な資材をそれぞれで準備していた。このため担当に関係なく検査の準備ができるよう、必要資材のリスト化、農場立入資材の作成、収納場所の明記を実施した。合わせて、誰でも農家とのやり取り等に係る事務作業ができるような作業手順書を作成した。

【情報共有の強化】

在宅勤務が開始されてから全員が揃う機会がなくなったことに起因し、情報伝達がうまくいかずに業務に支障をきたす恐れが考えられた。そこで、ホワイトボードの活用やメール等により業務を引継ぐことで情報伝達及び業務引き継ぎを円滑にした。

【結果】

出勤業務では、緊急事態宣言下に取り組んだ3つの業務改善策により、業務を滞りなく進めることができた。さらに、出勤者と在宅勤務者が連携して事務処理を行うことで遅延も回避できた。

在宅勤務が終了した後も、業務を選別し、優先順位をつけることで効率的な計画策定を行い、担当者不在時でも電話対応や事務処理等への対応が誰でもできる体制となっている。また、在宅業務で要綱や法律等の再確認することで、知識がより深まり細部に亘る農家指導につながっている。

【今後の展開】

当所には支所があり、そこの間で応援者を要請する機会もあるが、農家の情報等を共有する機会が今は少ない。今後はWeb会議などを利用し情報を共有していく。また、今回の取組を活かして、他家保等との連携を強化し、担当者の不在時や育休取得時等にも滞りなく対応できるような体制を整備し、誰もが働きやすい家保を目指していく。